

# 知多南部広域環境組合のあらまし

(平成27年7月)



## 知多南部広域環境組合

武豊町字長尾山2番地

Tel:0569-84-1007 Fax:0569-84-1008

E-mail: nanbukouiki@etude.ocn.ne.jp

<http://www.chitananbukouiki.server-shared.com>



## 知多南部広域環境組合のあらまし

### 1 知多南部広域環境組合を構成する市町

| 市町名  | 所在地                 |
|------|---------------------|
| 半田市  | 半田市東洋町二丁目1番地        |
| 常滑市  | 常滑市新開町四丁目1番地        |
| 南知多町 | 知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 |
| 美浜町  | 知多郡美浜町大字河和字北田面106番地 |
| 武豊町  | 知多郡武豊町字長尾山2番地       |

### 2 知多南部広域環境組合設置の理由

ごみの排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するに当たっての課題に対応するため、国は各都道府県に対して「ごみ処理広域化計画」の策定を打ち出しました。これを受けた愛知県は、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成10年10月愛知県環境部廃棄物対策課）を策定し、焼却能力300t/日以上の中継炉への集約化を目指して、県内を13ブロックに区割りをいたしました。その一つが知多南部地域となっています。

この広域化計画を受けて、知多南部地域の2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）は、知多南部地域ごみ処理広域化ブロック会議を設置（平成11年10月）するとともに、広域化を推進するために「知多南部地域ごみ処理広域化計画（平成13年度）」を策定いたしました。

その後の経済状況の変化や社会情勢の影響により、廃棄物は質の多様化が進み、適正処理が困難な状況になっている一方で、半田市クリーンセンターと常滑武豊衛生組合クリーンセンターのごみ処理施設の老朽化も進行しており、策定した広域化計画を更に推進していくことが必要になってきました。

このような状況を踏まえ、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」に沿う形で、知多南部地域の2市3町が共同してごみ処理施設の建設を進めるべく協議、検討を続けた結果、知多南部地域を1施設に集約することにより、スケールメリットを生かし、環境への負荷、施設建設及び運営コスト等の縮減が図られることから、循環型社会の形成、周辺環境及び地球環境の保全に配慮した広域的組織である一部事務組合「知多南部広域環境組合」を設置いたしました。

### 3 ごみ処理広域化事業の経過と今後の予定について

#### (1) これまでの事業経過

| 年 度      | 事 業 経 過  |
|----------|--|
| 平成 9 年度  | 当時の厚生省は、全国自治体のごみ焼却炉からのダイオキシン類の発生を防止するため、低温燃焼を引き起こす炉の起動・停止の反復を避け、連続稼働に必要なごみ量を安定的に確保できるよう処理対象地域を広域化するとともに、再資源化・熱エネルギー利用の推進、スケールメリットによる事業コストの削減なども併せて図るため、各都道府県に対し「ごみ処理広域化計画」の策定を指示した。  |
| 平成 10 年度 | 愛知県は、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定し、処理能力 300 t / 日以上全連続炉への集約を目指し県内市町村を 13 ブロックに区割りした。そのうちの 1 つが知多南部地域。   |
| 平成 11 年度 | 県の計画を受け、「知多南部地域ごみ処理広域化ブロック会議」を設立した。  |
| 平成 13 年度 | 「知多南部地域ごみ処理広域化計画」を策定した。  |
| 平成 18 年度 | 知多南部地域の「ごみ処理基本計画」、「広域ごみ処理施設整備基本計画」、「P F I 導入可能性調査」を取りまとめるとともに、環境省へ「地域計画」を提出し国庫交付金の対象事業として承認を受けた。   |
| 平成 19 年度 | 半田市が担当してきたブロック会議事務局に他市町の常勤職員も勤務し、事務局の充実を図った。また、地域内から広域施設の建設候補地をリストアップのうえ選定を行い、最終候補地を半田市クリーンセンター敷地内とすることとした。  |
| 平成 20 年度 | 建設候補地の隣接地区に向けた住民説明会を開催した。また、広域化にあたっての課題を整理し、その方向性を協議した。  |
| 平成 21 年度 | 事業主体となる新たな一部事務組合「知多南部広域環境組合」の規約や施設建設に伴う地元対策費の内容について協議、調整を行い、各市町の 12 月議会において組合設置議案の可決を得たうえで、愛知県知事から「知多南部広域環境組合」設置の許可を受けた。   |
| 平成 22 年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知多南部広域環境組合発足 平成 22 年 4 月 1 日</li> <li>・ ごみ焼却処理方式等（炉方式等）を「ストーカ方式＋焼却灰等を民間でリサイクル又は埋立処分」とすることを決定。※①</li> <li>・ ごみ処理施設の建設・運営事業の事業方式を D B O（公設民営）方式とすることを決定。※②</li> <li>・ ごみ焼却施設整備計画等策定業務</li> <li>・ 地質調査、測量調査業務</li> <li>・ 環境影響評価調査業務（方法書の作成）</li> <li>・ 都市計画決定手続</li> </ul> |

|          |  |
|----------|--|
| 平成 23 年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価調査業務（現地調査）</li> <li>・都市計画決定手続（都市計画案の作成）</li> <li>・施設整備・管理運営事業者発注支援業務（民間事業者選定委員会の設置準備及び事業者選定準備）</li> </ul>            |
| 平成 24 年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価調査業務（現地調査）</li> <li>・施設整備・管理運営事業者発注支援業務（建設候補地選定準備）</li> <li>・「知多南部地域循環型社会形成推進地域計画 第二期（平成 25 年度～29 年度）」を策定</li> </ul> |
| 平成 25 年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設予定地選定業務等</li> <li>・新建設予定地を武豊町字一号地地内に決定</li> <li>・新建設予定地での住民説明会を開催</li> </ul>   |
| 平成 26 年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設予定地確保</li> <li>・環境影響評価調査業務（配慮書の作成）</li> <li>・都市計画決定手続（構想段階手続）</li> </ul>   |

※① ストーカ方式：ストーカ（火格子）の上にごみを供給し、ストーカ下より高温空気を送風し、「乾燥」「主燃焼」「後燃焼」の工程により燃焼処理するもの。（現在 2 市 3 町で採用している方式と同じ。）全国で最も実績を有している炉方式で、安定稼働が可能である。

※② DBO方式：公設民営方式。  
公共（組合）が資金調達し、施設の設計、建設、維持管理、運営までを民間業者に包括的に委託する方式。

## (2) 建設候補地の再検討の経過について

当組合の新ごみ処理施設建設予定地であった半田市クリーンセンター敷地内（最終処分場跡地）の環境影響評価調査の結果、廃棄物層保有水の一部から最終処分場に適用される廃止（排出）基準値を超えるダイオキシン類等が検出されました。

このため、新ごみ処理施設を建設する際、地盤を掘削することにより廃棄物層保有水が地下水等へ浸出することを防止する対策工事が必要であることが分かりました。

この対策工事として鉛直遮水壁工事等を実施するには、多額の費用と時間が必要になります。

この結果を受け、当組合を構成する 2 市 3 町で再度新たな建設候補地を選定し、半田市クリーンセンター敷地内の建設予定地と費用、スケジュール、リスク等の比較検討を行い、建設予定地を再度選定することとしました。

平成 24 年度から平成 25 年度にかけて実施してきた、構成市町から選定された新

たな 3 候補地と半田市クリーンセンターを含めた 4 か所の比較検討作業の結果、武豊町字一号地内に新たな広域ごみ処理施設建設予定地として決定しました。

**(3) 広域ごみ処理施設の名称決定について**

当組合が整備する知多南部広域ごみ処理施設の名称は「知多南部広域環境センター」に決定しました。

**(4) 今後の主な事業予定（平成 27 年度以降）**

| 事業内容  | 予定時期          |
|---|---------------|
| 環境影響評価調査業務（方法書の作成、現地調査、準備書・評価書の作成）、都市計画決定手続（計画段階手続）                           | 平成 27 ～ 29 年度 |
| ごみ処理施設整備計画等策定、DBO 事業者選定手続<br>「知多南部地域循環型社会形成推進地域計画 第三期（平成 30 年度～平成 36 年度）」等を策定 | 平成 27 ～ 30 年度 |
| DBO 事業者による実施設計業務及び施設整備工事  | 平成 30 ～ 33 年度 |
| DBO 事業者による維持管理・運營業務の開始（施設の供用開始）   | 平成 34 年 4 月～  |